

令和6年度 介護職員初任者研修実施要綱

1. 目的

介護職員初任者研修は、介護に携わる者が業務を遂行する上で必要な知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

また、入門的研修として介護未経験者など介護とのかかわりがなかった者に対して、介護分野への参入のきっかけとなるような介護に関する入門的研修を開催する。

2. 実施主体

社会福祉法人 入善町社会福祉協議会

3. 研修期間

【介護職員初任者研修】令和6年7月22日（月）～9月14日（土）（閉講式を含む）

【入門的研修】 令和6年7月24日（水）～7月29日（月）

4. 研修内容および期日

①本研修は、厚生労働省「介護員養成研修実施要綱」に基づく所定の科目（介護職員初任者研修：130時間（内40.5時間は通信学習）、入門的研修：21時間（内10.5時間は通信学習）のカリキュラムを実施するものとする。

②本研修のカリキュラムについては別紙のとおりとする。

5. 会場

入善町健康交流プラザ（サンウェル）または、入善まちなか交流施設うるおい館

6. 受講対象者

原則として入善町に在住、入善町で活動を希望する人または、町内の学校に通学中で、全研修日程を受講できる人。

7. 募集定員

介護職員初任者研修：15名、入門的研修：5名

8. 受講料および支払い方法

介護職員初任者研修：25,000円（テキスト代を含む）、入門的研修：3,000円

高校生の受講については両研修とも受講料は免除とする。

受講料については、介護職員初任者研修は7月22日（月）の開講日まで、入門的研修は7月24日（水）講義初日までに入善町社会福祉協議会へ持参するものとする。

9. 受講申し込みおよび返金の有無

受講申込書を6月3日（月）から7月12日（金）までに本会に持参するものとする（入門的研修に限りFAX可）。万が一、申込みを取りやめる場合は7月12日（金）までに電話にて当会に連絡することとする。それ以降の取りやめについては、介護職員初任者研修を受講希望の者はテキスト代5,500円を申し受ける。

受講料納付後、開講前の取り消しについてはテキスト代を除いた金額を返還する。開講後、受講者の自己都合により受講を取りやめる場合、返還は行わない。なお、受講申込者は、公的証明書の原本（運転免許証、マイナンバー、学生証等のいずれか）の提示を行なわなければならない。

10. 受講決定通知

令和6年7月16日（火）付けの書面で受講資格の可否を通知する。

11. 研修科目の免除

入門的研修修了者以外の科目の免除は行わないものとする。

12. 修了認定及び修了証明書等の交付について

【介護職員初任者研修】「自立に向けた介護の展開」に関する科目において、評価担当（講師）が介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を行い、評価する。130時間のカリキュラム後に1時間程度筆記試験を実施する。筆記試験の合否判定基準は、100点満点評価中、7割以上を合格とする。不合格の者については、1回を限度に再試験を受けることができる。

また、通信形式での自宅学習課題は、提出期限までに提出することとする。合格点（7割以上）に達しない場合は合格点に達するまで、再提出を求める。

【入門的研修】

21時間のカリキュラム終了後に、修了証明書を発行する。

13. 欠席の取り扱いについて

理由如何に関わらず、遅刻した場合は欠席となる。また、1科目でも欠席がある場合、修了を認めることができない。

14. 補講について

原則として欠席は認めない。ただし、やむを得ない場合に限り、介護職員初任者研修についてのみ補講を認める。

この場合は、補講に係る費用は1時間につき5,000円とする。

15. 受講の取り消しについて

本会は、次の各号に1つでも該当する受講者の、受講を取り消させることができる。なお、受講を取り消した場合であっても当該受講者へは受講料等の返還は行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱す等、受講生としての本分に反した者
- (3) 理由無く無断欠席をした者